

## 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（抄）

（第2章ねらい及び内容並びに配慮事項 「健康」領域 3内容の取扱い）

（3）自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、園児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、園児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などの工夫をすること。

## 【同要領解説】

第1に、園児の遊びのイメージ、興味や関心の広がりに応じて行動範囲が広がることを考慮することである。例えば、室内でままごとをしている園児がイメージの広がりとともに、「ピクニックに行こう」と戸外に出ていくことがある。この場合、戸外にもままごとのイメージを実現できるような空間や遊具が必要になろう。また、逆に、戸外での刺激を室内の活動に反映させることもある。室内と戸外が分断された活動の場としてではなく、園児の中でつながる可能性があることに留意する必要がある。

第2に、園庭全体の空間や遊具の配置を園児の自然な活動の流れに合わせるということである。戸外の活動に必要な環境としては、イメージを実現する面白さを味わおうとする園児には遊びの拠点となるような空間や遊具が、友達とルールのある運動遊びを展開しようとする園児には比較的広い空間が、木の葉や虫に触れて遊ぼうとする園児にはその季節に応じた自然環境が必要である。保育教諭等は、園児が実現したいと思っていることを理解し、空間の在り方やそれに応じた遊具の配置を考えなければならない。（後略）

## 幼保連携型認定こども園の園舎・園庭の面積基準及び移行特例

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準  
(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)

### 現行基準

#### 第六条

幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2～4 (略)

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	1学級	2学級以上
面積 (㎡)	180	320 + 100 × (学級数 - 2)

二 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	2学級以下	3学級以上
面積 (㎡)	330 + 30 × (学級数 - 1)	400 + 80 × (学級数 - 3)

ロ 3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 3.3㎡に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

#### 第7条第6項

次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

一 乳児室 1.65㎡に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

二 ほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

三 保育室又は遊戯室 1.98㎡に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

## 幼稚園からの移行特例

### 附則第 4 条第 1 項

施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六条第三項及び第七項並びに第七条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

上欄	中欄	下欄												
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第六条第三項 （保育室等の設置階）	第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える。												
第六条第七項 （園庭面積）	一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学級数</th> <th style="text-align: center;">面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">二学級以下</td> <td style="text-align: center;">330 + 30 × (学級数 - 1)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三学級以上</td> <td style="text-align: center;">400 + 80 × (学級数 - 3)</td> </tr> </tbody> </table> ロ 3.3 ㎡に満 3 歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積 (㎡)	二学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)	三学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)	一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学級数</th> <th style="text-align: center;">面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">二学級以下</td> <td style="text-align: center;">330 + 30 × (学級数 - 1)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三学級以上</td> <td style="text-align: center;">400 + 80 × (学級数 - 3)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積 (㎡)	二学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)	三学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)
学級数	面積 (㎡)													
二学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)													
三学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)													
学級数	面積 (㎡)													
二学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)													
三学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)													
第七条第六項 （設備面積）	一 乳児室 1.65 ㎡に満 2 歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二 ほふく室 3.3 ㎡に満 2 歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 三 保育室又は遊戯室 1.98 ㎡に満 2 歳以上の園児数を乗じて得た面積	一 乳児室 1.65 ㎡に満 2 歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二 ほふく室 3.3 ㎡に満 2 歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積												

保育所からの移行特例
------------

## 附則第4条第2項

施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第6条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

上欄	中欄	下欄						
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第6条第3項 （保育室等の設置階）	第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準						
第6条第6項 （園舎面積）	一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="443 1055 885 1252"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積（㎡）</td> </tr> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×（学級数-2）</td> </tr> </table>	学級数	面積（㎡）	1学級	180	2学級以上	320+100×（学級数-2）	一 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積
学級数	面積（㎡）							
1学級	180							
2学級以上	320+100×（学級数-2）							
第6条第7項 （園庭面積）	一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="443 1585 885 1827"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積（㎡）</td> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×（学級数-1）</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×（学級数-3）</td> </tr> </table> ロ 3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積（㎡）	2学級以下	330+30×（学級数-1）	3学級以上	400+80×（学級数-3）	一 3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積
学級数	面積（㎡）							
2学級以下	330+30×（学級数-1）							
3学級以上	400+80×（学級数-3）							

## 幼保連携型認定こども園における保育室の設置階

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準  
(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)

(園舎及び園庭)

第六条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であって、第十三条第一項において準用する同令第三十二条第八号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。
- 4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年11月28日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

### 3. 園舎、園庭及び設備について（基準省令第6条、第7条及び第13条関係）

#### (2) 保育室等の設置階について

幼保連携型認定こども園において、園舎が耐火建築物であり、保育所と同様の設備を備える場合に基準省令第6条第3項の規定により例外的に3階以上の階に設けられる保育室等（同項に規定する「保育室等」をいう。以下同じ。）は、同条第4項の規定のとおり、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならないが、当該保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り、例外的な取扱いとして、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることも認められるものとする。

この場合の園庭が屋上（バルコニー等を含む。以下同じ。）にある場合は、(4)の①から⑤(※)までの全ての要件を満たすことが必要となる。これらの要件を満たすことについては、認可権者において適切に確認すること。

- ① 耐火建築物であること
- ② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること
- ③ 屋上（屋上と同一階を含む。）に、便所、水飲み場等を設けること
- ④ 防災上の観点（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）に留意すること
- ⑤ 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外（屋上）の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上（保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る。）と行き来できると認められること



内閣府

平成28年6月6日  
内閣府子ども・子育て本部

## 認定こども園の数について(平成28年4月1日現在)

## 【平成28年4月1日現在の認定こども園数】

公私の別	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
公立	451	35	215	2	703
私立	2,334	647	259	58	3,298
合計	2,785	682	474	60	4,001

※ 認定こども園へ移行した施設の内訳は、幼稚園 438 か所、認可保育所 786 か所、その他の保育施設 47 か所、認定こども園として新規開園したものが 37 か所となっている。複数の施設が合併して1つの認定こども園になった場合等があるため、移行数と増加数は一致しない。

※ また、認定こども園から認定こども園以外の施設へ移行したものが 4 か所ある。

※ 都道府県別の内訳は別紙参照

## ＜参考＞認定こども園数の推移(各年4月1日時点)

年度	認定こども園数	(公私の内訳)		(類型別の内訳)			
		公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成23年	762	149	613	406	225	100	31
平成24年	909	181	728	486	272	121	30
平成25年	1,099	220	879	595	316	155	33
平成26年	1,360	252	1,108	720	411	189	40
平成27年	2,836	554	2,282	1,930	525	328	53
平成28年	4,001	703	3,298	2,785	682	474	60

※平成27年4月1日時点の認定数について、平成27年5月8日に公表したのから一部修正有り。

問い合わせ先  
内閣府子ども・子育て本部(認定こども園担当)  
TEL : 03-5253-2111 (内線 38445)  
FAX : 03-3581-2808

## (別紙)都道府県別の認定こども園数

都道府県	幼保連携型			幼稚園型			保育所型			地方裁量型			計			前年
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	総計	
北海道	13	104	117	3	34	37	21	25	46		6	6	37	169	206	109
青森県	3	153	156		25	25		27	27				3	205	208	158
岩手県	5	37	42		6	6	5	1	6				10	44	54	39
宮城県	5	12	17		5	5		2	2	1	1	2	6	20	26	21
秋田県	6	43	49		13	13	5	2	7				11	58	69	53
山形県	2	28	30		11	11	1	2	3				3	41	44	29
福島県	21	34	55		11	11	1		1				22	45	67	35
茨城県	11	97	108	2	61	63	4	6	10				17	164	181	164
栃木県	1	62	63		13	13	2	2	4		1	1	3	78	81	56
群馬県	2	70	72		34	34		1	1		6	6	2	111	113	68
埼玉県		45	45		6	6		2	2		1	1		54	54	40
千葉県	13	23	36	8	12	20	4	5	9		2	2	25	42	67	49
東京都	6	15	21	3	37	40	18	22	40		8	8	27	82	109	93
神奈川県	9	41	50		26	26		1	1		1	1	9	69	78	56
新潟県	7	52	59		13	13	2	8	10				9	73	82	51
富山県	2	56	58	1	2	3	1	6	7				4	64	68	34
石川県	1	65	66		7	7	33	12	45				34	84	118	87
福井県	14	58	72		2	2							14	60	74	39
山梨県		22	22		13	13	4	1	5				4	36	40	26
長野県	2	24	26		3	3	5	2	7				7	29	36	20
岐阜県	19	16	35		6	6	9	9	18				28	31	59	29
静岡県	69	65	134	3	3	6	1	6	7				73	74	147	120
愛知県	1	55	56	1	2	3	6	14	20		2	2	8	73	81	58
三重県	3	8	11		1	1	4	1	5				7	10	17	8
滋賀県	24	28	52	1	1	2	4		4				29	29	58	45
京都府	2	34	36					2	2				2	36	38	13
大阪府	32	299	331	2	37	39	1	5	6				35	341	376	287
兵庫県	52	196	248	2	43	45		22	22	1	6	7	55	267	322	230
奈良県	19	10	29	1		1		1	1				20	11	31	27
和歌山県	2	16	18		1	1	11	1	12				13	18	31	21
鳥取県	11	15	26				6		6				17	15	32	29
島根県	3	3	6	3	2	5	10	7	17		1	1	16	13	29	12
岡山県	27	9	36		2	2	9	2	11				36	13	49	32
広島県	3	58	61		1	1	11	5	16		2	2	14	66	80	56
山口県	7	7	14	1	24	25							8	31	39	33
徳島県	11	12	23				15	1	16				26	13	39	30
香川県	13	3	16	2	3	5	1		1		1	1	16	7	23	13
愛媛県	7	18	25		6	6	3	6	9		6	6	10	36	46	32
高知県	6	3	9		15	15		6	6		2	2	6	26	32	27
福岡県	6	18	24		32	32	1	9	10		11	11	7	70	77	58
佐賀県		39	39		11	11		3	3					53	53	48
長崎県	2	59	61		32	32	1	10	11				3	101	104	85
熊本県		61	61		24	24		3	3					88	88	52
大分県	4	62	66		20	20	9	7	16				13	89	102	87
宮崎県		91	91		30	30	1	4	5		1	1	1	126	127	82
鹿児島県	2	94	96		17	17	6	7	13				8	118	126	90
沖縄県	3	14	17	2		2		1	1				5	15	20	5
合計	451	2,334	2,785	35	647	682	215	259	474	2	58	60	703	3,298	4,001	2,836

